

徳島県規則第二号

建築士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年二月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和二十五年徳島県規則第八十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項及び第十五条第一項第三号中「上半身を」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。